

高齢者虐待防止のための指針

美馬市地域包括支援センター

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されている虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する指針を定める。

2 虐待の定義

この指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

イ 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

ロ 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること

ハ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

ニ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること

ホ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3 高齢者虐待防止検討委員会について

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会を設置する。また、その際委員会で得た結果について職員に周知徹底を図るものとする。

（1）高齢者虐待防止検討委員会は具体的には、次の事項について検討する。

イ 委員会の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 高齢者虐待防止委員会の委員構成

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の3職種で構成する。なお、虐待防止検討委員会の責任者は管理者があたるものとする。

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、責任者の招集により年1回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する。
- ・美馬市権利擁護支援会議をもって委員会とすることができる。

4 虐待の防止のための職員研修について

職員に対し、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、虐待の防止を徹底することを目的に年1回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。また、研修の実施内容について記録する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法について

虐待等が発生した場合には、速やかに市へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

(1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、地域包括支援センター社会福祉士が行う。

(2) 虐待対応担当者への報告

虐待等の報告を受けた職員は速やかに虐待対応担当者へ報告する。

(3) 事実確認

虐待等について相談及び報告があった場合には、虐待対応担当者は事実確認を行う。これら確認の経緯は時系列で整理する。

(4) 事情聴取

虐待対応担当者は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。

(5) 発生後の市への報告

事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、高齢者虐待防止検討委員会において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市へ報告する。

7 成年後見制度の利用促進に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関すること

(1) 苦情相談窓口に寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

(2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。

(3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反にとわられることはない。

9 その他虐待等の防止推進のために必要な事項について

3に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

10 本指針の閲覧について

本指針は関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

附則

本指針は令和6年3月29日より施行する。